

生 衛 第 5 6 1 号
令和 5 年 10 月 17 日

各水道事業者 御中

岡山県保健医療部生活衛生課

PFOS 及び PFOA に係る水質管理目標設定項目の目標値超過に
関する連絡について

先般、県内の水道事業者において、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）の合算値について水質管理目標設定項目の暫定目標値（50ng/L）の超過が継続していたにもかかわらず、県への連絡がなされなかった事例が発生しました。

水質管理目標設定項目については、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成15年10月10日付け健水発第 1010001 号）において、水道事業者等において水質基準に係る検査に準じた検査等の実施に努めること、結果についてとりまとめて関連情報と併せて公表し、関係者の注意喚起等に努めることとされています。

また、「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」（平成25年10月25日付け健水発第1025第1号）において、水質管理目標設定項目の目標値超過が継続すると見込まれた場合等には、漏れなく厚生労働省あて連絡するよう依頼されています。

つきましては、PFOS及びPFOAの合算値の暫定目標値超過が確認された場合には、各事業体において適切な対応を実施していただくとともに、県認可の水道事業者は管轄保健所へ、大臣認可の水道事業者は生活衛生課へ速やかにご連絡願います。